

○厚生労働省令第六十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
<p>(本省及び中央労働委員会の定員) 第一条 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。</p>							
区分	定員	備考	本省	区分	定員	備考	本省
中央労働委員会	九八人	(略)	三三、六六一人	中央労働委員会	九九人	(略)	三三、四一八人
合計	三三、七五九人			合計	三三、五一七人		

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。